

特別養護老人ホームやまゆり（空床利用型予防短期入所）

重要事項説明書

目 次

-
1. 事業目的と運営方針
 2. 事業所の概要 … 事業所・主な設備・職員体制
 3. サービス内容
 4. 利用料 … 各種料金・払込
 5. サービス利用にあたっての留意事項
 6. 事業所が講じる措置等
 7. 協力医療機関等

令和7年10月1日現在

1. 事業目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とします。また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 事業所

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ・法人名 | 社会福祉法人 芸北福祉会 |
| ・事業所名 | 特別養護老人ホームやまゆり（介護保険事業所番号 3473500464） |
| ・所在地 | 広島県山県郡北広島町移原635番地 |
| ・利用定員 | 特別養護老人ホームの空床をもってこれにあてる |
| ・管理者名 | 中東 奈津紀 |
| ・連絡先 | 電話 0826-38-0177 ファックス 0826-36-1100 |
| ・通常の送迎の実施地域 | 北広島町旧芸北地域、安芸太田町 |

(2) 主な設備

設備名	数	備考
居室（個室）	10	
居室（多床室）	5	4人部屋 プライバシーに配慮した設計になっています。
食堂	1	特養入所の方と一緒にご利用いただけます。
浴室	2	一般浴槽、特殊浴槽、個人浴槽を設置しています。
医務室	1	
静養室	1	
看取り室	1	
洗面所	各居室1	
便所	各棟2	

(3) 職員体制(特別養護老人ホームやまゆりと兼務)

職名	人 数			備考
	常勤	非常勤	合計	
施設長(管理者)	1		1	事業所の従業者の管理及び業務の管理
医師		1	1	利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導
生活相談員	1		1	利用者の生活指導、面接、処遇の計画及び実施
看護師	2	1	3	利用者の診療の補助及び看護、保健衛生管理
介護士	12	10	22	日常生活の介護、指導及び援助
管理栄養士	1		1	献立作成・栄養量計算・給食記録・調理員指導
調理師	1	4	5	給食業務
機能訓練指導員		(1)	(1)	日常生活動作のリハビリ(看護師が兼務)
介護支援専門員	1		1	支援計画の策定
事務・庶務	1	3	4	施設運営の事務、庶務

3. サービス内容

(1) 基本サービス

①介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日以上の場合、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者及び家族に説明し同意を得ます。

②食事

- 利用者の心身の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。状態によっては医師の指示による食事を提供します。

・食事時間 … 朝食 7:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

③入浴

- 利用者の状態に合わせて、入浴方法(一般浴・機械浴・個浴)を選定します。

- 入浴は週2回を原則とします。ただし、利用者の体調等により回数減または清拭となる場合があります。

④介護

- 更衣、排泄、移動、食事、入浴等の介助または見守り
- 体位交換、シーツ交換、洗濯等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日常生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関することなどの相談に応じます。

⑦健康管理

日常の健康管理は医師や看護師が行います。医療機関の受診については家族対応を原則としますが、場合によっては外来受診を行う場合があります。

(2) その他のサービス

①理美容

月に1回、業者による理美容があり、短期入所利用期間中であればご利用いただけます。
(料金は、定められた金額を業者に直接お支払いいただきます。)

②外 出

短期入所利用期間中は、施設が行う外出行事に参加いただけます。参加費は別に定める料金をいただきます。

4. 利用料金

(1) (2) (3) の各該当する金額の合計となります。

(1) 介護保険対象サービス費

ご利用される方の要介護度及び所得状況により異なります。介護保険証、介護保険負担割合証をご確認下さい。

① 基本利用料

単位：円/日

介護度別	基本単位数	1割負担	2割負担	3割負担
支援1	451	451	902	1,353
支援2	561	561	1,122	1,683

② 加算体制

	対象者	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日毎）	一律	22	22	44	66
送迎加算（片道1回毎）	個別	184	184	368	552
若年性認知症利用者受入加算（1日毎）	個別	120	120	240	360
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	一律	14.0%	（利用合計単位数に乗じる）		

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰイ… 介護職員の内、介護福祉士の占める割合を評価
- ・送迎加算 … 通常の実施地域における送迎 片道
- ・若年性認知症利用者受入加算 … 若年性認知症と診断された方の受け入れ
- ・介護職員処遇改善加算 … 介護職員の処遇改善にあてられる加算
- ・介護職員等処遇改善加算 … 介護職員の処遇改善を図るために加算

(2) 食費及び滞在費

単位：円／日

利用者 負担段階	滞在費		食 費
	従来型個室	多床室	
段階1	380	0	300
段階2	480	430	600
段階3①	880	430	1,000
段階3②	880	430	1,300
段階4	1,231	915	1,650

※ 食費は、朝食330円・昼食780円・夕食540円とし、その日に提供した食事分をお支払いいただきます。なお、負担限度額対象の方は、1日の食費負担額は上記金額までとなります。

【利用者負担段階について】

1段階	・世帯（世帯分離している配偶者含む）全員が市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者（預貯金合計1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下）
2段階	・世帯（世帯分離している配偶者含む）全員が市町村民税世帯非課税 ・年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・預貯金額650万円（夫婦で1,650万円）以下

3段階 ①	・世帯（世帯分離している配偶者含む）全員が市町村民税世帯非課税 所得金額の合計が80万円超～120万円以下の方 ・預貯金額550万円以下（夫婦で1,550万円）以下	・年金収入額と合計
3段階 ②	・世帯（世帯分離している配偶者含む）全員が市町村民税世帯非課税 所得金額の合計が120万円超 ・預貯金額500万円以下（夫婦で1,500万円）以下	・預貯金額500万円以下（夫婦で1,500万円）以下
4段階	・市町村民税課税者がいる世帯 ・市町村民税本人課税者	

(3) その他実費負担

項目	金額	単位	備考	支払先
理美容代	実費			業者
送迎費（送迎区域外） ^注	30円	1回	送迎区域外から 1kmにつき	やまゆり
送迎費（介護保険外）	1,000円	1回	芸北地区	やまゆり
〃	1,840円	〃	芸北地区以外	〃
電気代（テレビ）	20円	1日	持込の場合	〃
〃（電気毛布）	10円	〃		〃
貸出テレビ使用料	100円	〃		〃
コピー	白黒5円・カラー20円	1枚	1枚につき	〃
外出行事参加費	200円	1回	ガソリン代等	〃
特別な食事	実費			提供先
その他の諸費用	〃			〃

注：自宅 ⇄ やまゆり間の送迎で、自宅が送迎実施区域外である場合

※おむつ代の負担はありません。

※（1）及び（2）の金額は、介護保険法の改正や棟事業所職員配置等の加算要件によって
変更することがあります。また、（3）の金額につきましても、隨時変更となる場合があり
ますのでご了承下さい。

変更時には別紙により通知するとともに同意を得ます。

(4) 利用料金等の払込

払込は次の方法がありますが、原則口座振替とさせていただきます。

払込方法	払込時期	備考
現金払い	翌月末日まで	
口座振込	翌月末日まで	広島銀行加計支店 JA広島市芸北支店
口座振替	末日締め 翌月20日振替	JA広島市 ゆうちょ銀行 のいずれか

※ 口座振替は、申込時期によって開始がずれ込むことがあります、開始されるまでは現金払いまたは口座
振込とさせていただきます。

【振込先口座情報】

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
広島銀行	加計支店	普通	1008994	特別養護老人ホームやまゆり 施設長 中東奈津紀
広島市農協	芸北支店	普通	7993863	社会福祉法人芸北福祉会 特別養護老人ホームやまゆり 施設長 中東奈津紀

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ・利用者またはご家族に体調の変化があった際には、事業所へご一報ください。
- ・利用期間中に事業所内の器具などを使用される際は、職員にお声掛けください。
- ・事業所内での金銭や食物等のやりとりはご遠慮ください。
- ・職員への贈物などはお受けできませんので、ご了承ください。

6. 事業所が講じる措置等

(1) 利用者以外の方への食事提供

利用者家族等で食事を希望される方には、毎食あたり5名を限度として有料にて食事を提供します。食事内容は原則として利用者と同じものとしますが、調整ができない場合は代替えの食事を提供します。ご希望の場合は、事前のお申し込みをお願いします。

朝食 330円 昼食 780円 夕食 540円

(2) 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、あらかじめ作成した消防計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

(3) 急変の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

(4) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族・市町・関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(5) 守秘義務に関する対策

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者や家族の秘密を保守します。また、職員については退職後においても同様とする旨の雇用契約を締結します。

(6) 身体拘束の廃止

利用者の自由を制限する身体拘束は、原則行いません。ただし、やむを得ない理由（別に定めます）により拘束を行う場合には、事前に利用者及び家族へ十分な説明を行い、同意を得ます。また、その際のさまざまな記録を行い、常に拘束によらない方法を検討します。

(7) 第三者評価の実施状況

未実施。

(8) 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口でお受けし、迅速かつ適切に処理いたします。また、介護保険法令に従い、市町及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

	担当者	連絡先等
苦情解決責任者	施設長 中束奈津紀	0826-38-0177
担当窓口	生活相談員 清見瑞紀	毎日 8時30分～17時15分

申立機関	北広島町役場 福祉課介護保険係	0826-72-7350 (直通) (役場本庁 0826-72-2111)
	広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783
第三者委員	西田智絵 佐々木新十	

7. 協力医療機関等

機関別	名 称	住 所
医療機関	安芸太田病院	安芸太田町下殿河内 236
歯科診療	芸北歯科診療所	北広島町荒神原 200

指定介護予防短期入所生活介護サービスの開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明し、交付しました。

本書を2通作成し、利用者（または家族）と事業所がそれぞれ1通保有します。

令和 年 月 日

法人名称 : 社会福祉法人 芸北福祉会

施設名称 : 特別養護老人ホームやまゆり（空床利用型予防短期入所生活介護）

説明者 _____ 

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け、同意しました。

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ 

署名代筆者 住所 _____

(代筆者) 氏名 _____  (続柄 :)

代理人（身元引受人兼連帯保証人）

住所 _____

氏名 _____  (続柄 :)